

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・	2
自動車特定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (大浦 孝二)	・・・	4

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年1月18日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C30
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和6年1月9日
  - ② 申請者：東洋バス株式会社
  - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バスの全路線
  - ④ 平均改定率：12.96%
  - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金170円、IC168円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
勝田台駅北口～村上団地・車庫	170	168	200	7,650	9,000
勝田台駅～米本団地	300	294	320	13,500	14,400
八千代台駅～高津団地	180	178	200	8,100	9,000
勝田台駅北口～宮ノ台入口	210	210	240	9,450	10,800
八千代台駅～緑が丘駅	220	220	280	9,900	12,600
八千代台駅～市役所前	180	178	210	8,100	9,450

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年1月18日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C31
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和6年1月9日
  - ② 申請者：千葉シーサイドバス株式会社
  - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バスの全路線
  - ④ 平均改定率：33.27%
  - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金170円、IC168円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
JR幕張駅～海浜幕張駅	170	168	250	7,650	11,250
JR幕張駅～長作町	210	210	310	9,450	13,950
JR幕張駅～花島公園	300	294	430	13,500	19,350
海浜幕張駅～長作町	280	273	380	12,600	17,100
海浜幕張駅～花見川団地1街区	340	336	480	15,300	21,600
JR幕張駅～ZOZOマリンスタジアム	210	210	310	9,450	13,950

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

大浦 孝二

3. 事業場の名称、所在地、認証番号

大森自動車整備工場

埼玉県狭山市大字笹井字淵の上3041番地の7

認証番号 第4-2396号

4. 期 日

令和6年1月19日（金）13時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第78条第1項、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年1月10日

関東運輸局長

勝山 潔